

持続可能な調達ワーキンググループ（第 21 回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日 時：平成 30 年 3 月 9 日 14:00～17:00（公開部分は 14:00～16:20）

会 場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。パーム油、紙の順に調達基準のパブコメにかける案について検討していただく。後半は、通報受付窓口の検討状況についてご説明する。最後に、通報受付窓口の助言委員会の委員の人選に係る議事を設けているので、ここだけは非公開とさせていただきます。

2. パーム油の調達基準の検討について

事務局：1 月 29 日の WG で議論していただいた際のポイントを資料 2 にまとめている。

事務局より資料 2 に沿って説明

事務局：引き続き、事務局から、調達基準の案についてご説明したい。

事務局より資料 3 に沿って説明

秋月：これまでの説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。

井上：事前に意見をペーパーにしてまとめ、お手元に配布した。これまでの議論でいろいろと勉強させて頂いた。私の意見は RSPO も MSPO も ISPO も現状ではいずれも基本として求められるべき水準を満たしているのでは、問題はないと思います、その点を意見として書かせて頂いた。ただし、それぞれの制度で改善の余地がいろいろあるだろうという議論が出ていたので、それぞれの制度で不足しているところを見直したところ、お互い補完し合う形で 3 つが埋め合わせながら機能できる形になると再認識した。更にそれぞれの制度が一生懸命頑張ろうと真摯に考えているようなので、その姿勢を受け入れる事によって、3 つの制度が切磋琢磨してより良い制度が進むように期待したいと思っている。そういう意味では事務局から提出されたドラフトは、同じ趣旨だと思うので同意したい。私の意見書に書いてある説明は、それぞれの認証制度に課題があるという今までの議論を基に、制度として不十分な部分を整理したもの。そして、どうやったら不足している部分を補い、改善させられるのかについて書かせて頂いた。それぞれの 3 つの制度に課題があるからといってすぐに駄目ということではなく、一度課題を

整理して皆様と共有したいと思い作成したもの。①では 3 つの制度は問題ない事の根拠について書いたもの。3 つの認証制度が一定水準の理念とルールを満たしていることを確認できおり、また、サステナブルの向上や改善を目指す姿勢も認められた事を記載したもの。各制度の内容の詳細については、WG の会議で出た疑問点を事務局が各認証団体に送り、それに対する各団体の答えによって、おおむね瑕疵が無いことは確認された。個々の制度の内容を読み返してみたところ、それぞれを細かい点で区別して、どこかに線を引くことは難しいと思う。例えば、各認証団体に事務局が送った質問に対する回答の中で、MSPO は FPIC については条項 4.3.2、慣習的土地の使用権に関する FPIC は 4.3.3、その他条項 4.7.6.にも FPIC が書いてあった。MSPO は細かく回答が来ていたので確認できたのだが、強制労働についても forced labour という英語にはなっていないものの、マレーシアの場合は人権保護法、労働条件管理法といった 60 項目に及ぶ国の法律で既にカバーしているので、forced labour という言葉一つだけで片づけていなくとも強制労働についても十分内容的にはカバーされているという事務局の説明は確認されていると思う。その他、差別、児童労働、賃金保障、下請契約、契約書作成、サインの必要性等について、常識的に考えられる項目についてはカバーされている事が確認できる。ただインドネシアについてはまだ細かく回答をもらっていないので、レビューする必要があるかもしれない。次に②の独占取引に伴う弊害の防止について、ご存知のとおり一つの制度に偏ってしまえば、両国の国民が選択の機会を失って独占取引になってしまう為に、不利益を被ってしまう。そのため、それを防ぐようにしなければならない事は委員のどなたも御理解いただけると思う。この点からも、今回の案は 3 つを採用する選択肢が入っているので同意をしたいと思う。③のサステナブル制度の実効力と強制力の担保については、これまでかなり大きな議論になったと思う。良く考えれば、この実行力は、労働基準法に関する部分であり、パスポートや入管の問題なので、この部分は法律でしっかり縛っていかないと、本当の意味での実効力は担保できないと思う。産地では法律で縛って法令違反の防止を浸透させ、サステナブルルールを継続的に遵守させるには、法律で縛る強制力を持つ制度が必要ではないかと思う。逆に制度に参加しない人も出てしまう会員制や、ルール違反をする人を単純に会員から除名する形式では、逃げられたままの人がたくさん出てしまう。こういう人たちはメンバーにならないままでも、中国やインドに売っていくらでも制度に参加しないまま逃げ切れてしまう。つまりサステナブルなルールに従わないままになる。尚、インドは MSPO を採用すると聞いているので、MSPO が動き出せば、今まで RSPO に入らない人達にもサステナブルの普及が進むと思う。中国は平等性の視点が欠けているという理由から、RSPO を採用しない、という情報があった。この様に、アジアで起こっている状況とパーム固有の国際取引の現状を見ると、何等かの強制力がある制度や法律で導いていく方法をとらないと、サステナブル普及には限界があるのではないかと思う。④はサステナブル普及には何をすれば良いのかについて。消費者目線をどう考えるのかという議論がこの WG では欠けていたと思い、書かせて頂いた。日本ではいろいろなところでパーム油が使われていて、知らず知らずにたくさん使われている。油を使う食品のほとんどのものにパーム油の使い途が広い事を考えれば、選択肢や価格の柔軟性がないと、原料としてなかなか使いこなせないのが今の実態で、だからこそ日本の消費者にサステナブル・パーム油の普及が広まっていない。つまり事業者も消費者も受け入れられるような柔軟な制度でないと、普及が進まないのが日本の実態。取引をしている者として肌で感じ

るのは、なぜこの価格になっているのか透明性が無い制度になってしまえば、腑に落ちないまま、理由や背景を理解できず、特に商社の場合はお客様に売る時に説明する必要があるが、お客様や消費者もなぜ値段が高いのか説明が無ければ納得も進まず、買う動機も薄れるので、コストについての透明性は、普及の為にはやはり必要だと思う。逆に透明性がなくとも高い価格で良い認証と、認める人が一部に居るなら、その様な認証も残しておいて、高く売れば良いと思う。パーム油がコストについてなかなか説明ができない使い方として、例えばポテトチップスにパーム油が使われているが、こういったものコストが何故高くなるのかは説明が難しいと思う。こういう時こそ選択肢が広くあれば、いろいろなニーズに合った形で認証油が使えるようになり、そして認証油が使えるようになれば、その実績を消費者に知って貰うことができるのではないと思う。⑥について。マレーシアの農民に広まっていないのが実態であり、農民の人達が入れるようにマレーシア側でも制度を整えてもらうことが大事だと思う。実績については、前回の会議にて疑問が出ていたと思うので、MSPO の極東支部の担当者に確認をしたところ、MSPO の実績としては今年の1月まで63万ha、搾油工場59、という回答があり、計算すると約250万トンの認証が既に行われたことになる。RSPO は約800~900万トンと聞いている。現時点でMSPO は250万トンではあるものの、12月までにRSPO で認証されている企業を同じような確認作業で認証することになっている。同じ企業がRSPO とMSPO の認証を取るので、今年の12月にはRSPO とMSPO の数量が同じになる。さて、商社の輸入買付の活動として、安心、安全、安定供給、持続可能性を、昨今は大変厳しく求められている。そのため、今回のルールがいったん決まれば、認証制度に疑いがあるサプライヤーからは買わないように、監視も強化し、買い付け契約について吟味する。制度さえ確認されれば、実態面で商社団体として認証油がきちんと入ってくるように運用していきたいと思っているので、よろしく願います。

金子 : 4点意見を述べたい。資料3の2.の持続可能性の考え方①~④と別紙の①~④について。資料3の本文と別紙で使われている言葉が異なっている点が気になる。本文の②では「管理」という言葉を使っているが、別紙では「保全」という言葉を使っている。管理と保全では意味が異なる。別紙の方が厳しい内容になっていると思う。③も本文では「権利が尊重されている」と記載されているが、別紙では尊重だけでなく、「自由意思による合意形成」となっていて、別紙の内容の方が厳しくなっていると思う。なぜこういった差になっているのか意図があれば教えてほしい。もし意図がないのであれば、より目的が明確になる「保全」「合意形成」という言葉を本文に入れてほしいと思う。3.の認証制度について。実効面で課題が指摘される場合があるものの幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を活用できることとするという書き方については評価をしたいと思う。ただ認証制度にもいろいろなレベルがある。IP、SG、MB は物理的に持続可能性が配慮されたパーム油が使われる制度になる。クレジットは直接的には入らないが、クレジットを購入することで直接農園を支援するという制度になる。調達基準そのものが日本のパーム油の認識を高めるといった普及を目的にするのであれば、クレジットを認めるという書き方を工夫する必要があると思う。IP、SG、MB をまずは利用してはどうか。もちろんそれらを入手することが不可能な場合もあり、香料などはサプライヤーを2つも3つも遡らないといけない場合がある。そういった入手が難しい場合にはクレジットを活用してもよいという書き方にしていきたいと思う。日本

の食品産業は特に小さい事業者が多いので、ある最終製品を売っている会社だけが持続可能なパーム油に取り組むといっても波及効果がかなり限定されてしまうと思う。そういう意味でなるべく現物を扱うようにサプライチェーンに働きかけるというのは普及の意味でかなり大きい意味があると思うので、ぜひそのような書き方にしてほしいと思う。2.の④について。パームの場合は農園に付随して搾油場が現場にあって、そこでの労働の問題もあると思うので、農園だけでなく途中の精製工程も考慮してほしいと思う。6.の事業者の情報収集について。義務化は難しいがいろいろ情報収集しようと推奨した点は評価をしたいと思う。事務局からもコメントがあったが、信頼性や客観性を十分に検証すべきという点はある意味当たり前なので、ここはあえて書かなくてもよいのではないかと思う。

事務局：本文と別紙の表現の違いについては、意図的に差をつけているわけではなく、本文の2.の具体的な内容が別紙に書かれているという位置づけになる。本文はわかりやすさを意識して書き、別紙はどういうところを確認すればよいかを詳しく書いているので表現に差が出ているところ。内容に差をつける意図はない。ただご指摘のとおり別紙と同じレベル感になるような表現の見直しは考えたいと思う。それ以外の点は今後のご意見等も踏まえた上で対応は検討できるかと思う。

河野：案について消費者の立場から意見を述べたい。国民から見たパーム油の現状だが、ほぼあらゆる製品に使われていると言われているが、生産、流通の状況はほとんど見えないし、しかも理解されていない状況である。パーム油に関する出発点は他の個別基準の物品と比べても非常に低いと思っている。そこで、到達目標を高く掲げるということも大事だが、東京オリンピック・パラリンピックを契機に広く現状の改善、つまり、認知の向上と実質的な利用の拡大というのを目指すのであれば、今回の案に示されている2.の①～④に示されている要件というのは、これまでの議論を踏まえると妥当ではないかと受け止めている。対象の製品について。食用オイルやマーガリン、ショートニングの原料ほぼすべてが油脂であるものに対しては、多少は要件を厳しく適用する方法もあるのではないだろうかと思う。今の案は原料の一部に使われているものと、ほぼ全てであるものがある中で、同じ要件を適用している。1.で可能な限り優先的に調達することとする、としており、これは一生懸命頑張って努力してほしいということだと思う。最大限努力してもらいたいが、ほぼ原料が油脂である製品については、推奨より努力義務に近い形で調達を促すことではないかと思う。私自身は専門家でもなければ、この分野に深く関わってきたわけでもない。ただこの議論に加わらせていただき強く思ったのは、前書きに書かれているような今回こうした調達基準を決めて、実際調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識が高まり、特に消費者の意識が高まるというところが、この検討会に私が加わった一番のミッションだと思う。消費者の意識が高まるには、まず事業者の方が取り組んで、その結果が製品の表示などで見える化しないと、消費者が気づけないということを改めてここでお伝えしたいと思う。消費者に見えなければ消費行動にも結び付かない。オリンピック・パラリンピック期間はわずか数か月でしかないが、パーム油に関してはその数か月だけではなく、今回決められた基準がレガシーとして、国内で息長く根付いていただきたいと強く思っている。ぜひ目に見える商品として汎用化され、一般的になることが大切である。そのことが、生産地に配慮した調達に直結すると思うので、広報をする時も忘れずにしっかりと伝えていただきたいと思っている。消費者団体も微力であるが努力していきたい

と思う。最後に認証制度について。どういうふうを書くかについて、これまで深くこの認証制度を推進してきた関係者からすると、いろいろな議論があるかと思う。私がこのことに関して思ったことは、SDGsの中の根幹のキーワードの一つである包摂性のところで、一人も取り残さないという考え方があるが、その考え方は人間個人一人ひとりということもあるが、生産国自らの努力ということに対しても反映してよいかもしれないと考えている。ただそれには非常に大きな努力が必要かと思う。まだまだパーム油に関する認識が低い日本国民からすると、まずは知るところから始めるということで、今回の基準を公表していただければと思う。

橋本 (小西委員の代理) : 環境団体等の立場の意見はなかなか反映されていないというのが正直な感想になる。河野委員も発言をしていたが1.の可能な限り優先的に調達するという点について、ここでのりしろを作らなくてもよいのではないかと考えている。クレジットを認めるということになっているので、クレジット自体が十二分にのりしろになっている。物理的につなげられない場合でも量さえ認識すればクレジットを買ってくればよいので、そこに担保があるのであれば、可能な限りではなくてマスト項目にしても差し支えないのではないかと思う。3.で3つの認証制度が2.を満たしていると言い切れない、かつ実効性の面で課題があると書いたからには、それを活用できることとするというのは、ロジックが通らないと思う。どれかを排除するのではなく、どれかが足りないのであれば、どの点が足りなくて、その分は追加で確認すればよいという形にしないと、これらの制度が2.を満たしているのか満たしていないのか非常にわかりにくい文章になっていると思う。あるいはどうしても何か入れるのであれば、運用が十分に始まっていない制度もある中で、大きな問題があった点はコードを書き直して、コードから落とすくらいのことをしてしないと、このままではこれらの認証が満たしているか、満たしていないのかということすら外に示せないのではないかと思う。最後の検討になるかと思うがこの3.については慎重な議論が必要なのではないかと思う。

富田 : 先程の井上委員の御説明で1点確認させてもらいたい。MSPOはインドで採用され、中国では採用されなかったという話があったかと思うが、中国で採用されなかった理由等を教えていただきたい。

井上 : 中国が採用しなかったのはMSPOではなくRSPOになる。政府にはRSPOを使ってほしいという働きかけがされたようだが、国内の皆に広まらない会員制の制度であること、また、中国は富裕層と貧困層の階層が開いて所得格差も大きくなってしまったので、国全体に対してコストが上がってしまうパーム油を買うと認証が広がらない事などから、今の状況ではRSPOの制度は使えないという理由で断ったという情報だった。

富田 : 1.の可能な限り優先的に調達するについて。ここは原則論を述べている話なので、原則これを調達すると言わないとおかしいと思う。ここであらかじめ緩める必要はないと感じる。実際は、この要件を満たせない変わった用途もあり得ると思う。ただそれはその時に例外として対処すればよい話だと思う。初めからこういった形だと何でも良いといった印象を与えてしまい、良くないのではないかと思う。他の調達基準はしっかり書いてあったと思うので、この基準だけ緩く見えるのはあまりよくないと思う。2.の④の農園から次のステップの強制労働、児童労働について。非常に重要な問題ではないかと思う。ただ、それをカバーすることは賛成であるが、これを実際どうやってやるかということは難しい問題で、共通事項だと入っているが、共通事項の担保方法がそれほどかっちりしてないが故に、そここのところがきちんとコントロ

ールできていないというのが問題だと思う。私の理解が正しければ RSPO の CoC 認証でもカバーしていないと思うので、ここをどう担保するかはなかなか難しいと思う。ただこの点を主張しておくことは大事だと思う。3.について。ここが一番悩ましいところだが、これだけを読むと何が認められているのかが少しわからないと思う。文章自体は厳密な表現になっていると思うが、2.の要件を満たしていないと言っているので論理的な矛盾をきたしているのではないかという気がしている。また、「沿って」を英語にした時どう表現するのも気になる。また「活用できることとする」という表現でこの3つの認証が十分条件なのかどうかはわからないと、3.の文章の意味がなくなってしまう。この文章だとこの3つの認証が十分条件だとは読めない。続けて4.を読むと振り返って3.は十分条件と読めるが、3.の書きぶりだと何が2.を満たすための十分条件かがよくわからない。論理的な構成から難しいと思う。6.について。一つはトレーサビリティになるが、実際に農園で持続可能性が担保されている油があっても、それがきちんと最後まで来ているかが保証されて繋がってこない、どこかで混ざったりすり替わったりするリスクがあるので、そこをきちんと担保する仕組みがないといけないのではないかと思う。そういった意味に読めなくもないが、明確に読めない気がする。また、関係ないものにまで条件を課すのは難しいと理解できるが、パーム油は代替がかなり効く特性を持つ。例えば組織委員会がある会社のパソコンを買った一方で、その会社のテレビに問題があった場合は、それは別の問題と見なせなくもない。同じ会社であるところで良い材料を提供し、一方で非常に問題がある材料を供給していたという事実があるとすると峻別が難しい問題になり得ると思う。ここは6.がそういう表現になっているかと思うが、もう少し明示的に書いた方がよいのではないかと思う。リニアの問題でゼネコンが指名停止になったニュースが流れていたが、あの問題は6.の問題と同じで、ゼネコンが組織委員会のものに関して談合を働いたわけでも指名停止していて会社自体を罰しているという構図なので、同じような問題が起こるリスクをいかに排除するのかということがいかに大事だと思う。何のためにやっているのかというとオリンピック・パラリンピックを持続可能なものにしていくということが最終目的であるし、指導原則に則れば、そこをないがしろにすることで組織が加担していることになりかねない。その観点からすると会社の部分をもっと少し明示的に書いた方がよいのではないかと思う。また、最後の但し書きは言っていることはよくわかる。それで以て不当に排除することとならないようにという点は間違っていないと思う。ただ逆に言うと、確証がなく調達すべきではないという考えが裏にあると思うので、それを書かないと結局よくわからないからよいという話になりかねない。そのため、提案としては但し書きは消した方がよいと思う。もしくは、確証がないものに関しては安易に調達すべきではないと書くかだと思う。ただこれを書くとなるとかなり勇気がいると思うので、それを書けないのであれば但し書きは消した方がよいと思う。別紙は金子委員の指摘の通りだと思う。別紙の書きぶりの方が厳しく見えるとやはり変だと思う。いずれにしても本文の要件と表現を合わせることは大事だと思う。

齊藤：これまで私共、日本植物油協会は2年あまりに渡って現場の実績を踏まえた多様な考え方を議論、検討してきたところ。今回の検討会はこの難しい、多様なベクトルをよくまとめたと思う。私は、事務局答申案に賛成の立場からコメントしたいと思う。我々は、RSPOについて、歴史的に見てもサステナブルな旗を上げて当該国に乗り込み、一定程度の成果を上げたデファクトスタンダードとして評価をしているところである。ただ、一方で歴史も大きく変化して

いて、井上委員も言っていたが、西洋型の会員クラブ方式で、ある物差しで測定して、その中のハードルで順位をつけ、差別化をして競わせるということはあまり建設的ではないのではないかと考えている。特にハードル以上のサステナブルを図るという方式は当該国の全体としてのサステナブルに必ずしも通じないと考えているところで。今や当該国もそれに気づき立ち上がってきた。そして自ら認証を立ち上げ、守り、全力を出し始めたことに着目する必要があると思う。東京オリンピック・パラリンピックは良いタイミングで開かれると思っているが、今まで旗を振ってきた民間の認証は胸を張ってこのまま進めばよいと思うところである。もちろん民間の方にいろいろ聞くと環境ビジネスモデルが壊れ、生存領域を失ってしまう等言っておられるが、そんな度量がないことを言っていては駄目だと思う。両者が切磋琢磨していけばよいと考える。今回、当該国の認証を認め、3つの認証が並列に並ぶことはアジアの国の自立を促し、これをアジアの日本が東京オリンピック・パラリンピックという場で評価するという事は環境、サステナブルのある意味コペルニクスの転換ともいえる評価となると考えているところである。

事務局：1.の適用の要求レベルが弱いのではないかという意見について。こういう基準を作るからにはこの基準に沿ったパーム油が入った製品を求めていくというのが大前提としてある。最初からできなくてよいということではない。他方で、前回も説明をしたが、多段階の流通があり、認証油の流通が現状少ない中でどこまでできるのか、特に、実際の取引の中で価格を含めていろいろなミスマッチがあるかと思っている。クレジットだったらできるのではないかという話もあるが、今案に書いているだけでも多様な製品がある中でこれをクレジットだったら全部できるだろうという話でいけるのかというのはなかなか心配であるところ。我々が実際に調達する立場において、厳しくし過ぎて調達できなくなるとは困る。事業者がそもそもパーム油は何か全然知らないという状況を踏まえて、どういう要求レベルにすればよいのか悩んだ末にこういった案をご提案した。他方でいろいろなものがある中でも河野委員も発言されていたが、何かしら濃淡がつけられるのではないかという話もあったので、その辺りのご意見を踏まえて検討したいと思う。3.の3つの認証は①～④を満たすのかという話について。書いてある通り満たすとは言い切っていない。満たすとは言えないが、3つの認証がそれぞれ取り組んでいること自体を否定するわけでもないという中で、まずはこの認証を取っているものを使っていくという位置づけで書いている。認証で足りないところは追加の確認をするべきではないかというご意見もあったが、実際にそれができるかというのと、その油を生産した農園までさかのぼって労働条件等が大丈夫かどうかを追加で確認ができるかという現実的にはなかなか難しく、そこは現実的な対応を考えなければいけない。他方で、先ほどのご意見であったことは、これらの3つの認証が十分なレベルに達していないかもしれないという中で、もし問題があれば基準から落とすぞというけん制の意味をどこかで書き込むということだと思う。ISPO や MSPO がこれから義務化されるという話も以前あったが、そういうことも含めてこの基準に位置づけるものとして適当かどうかということは引き続き検証しないといけないし、それによってはこの基準から落ちるかもしれないというメッセージとして何か書いておくということはある得ると思う。6.について。富田委員からもご意見があったが、意図として最終的な判断はプロダクトベースにならざるを得ないと考えている。そこから広げてしまうときちっとした判断基準は作れないし、際限なく広がってしまう。現地の企業について組織

委員会が良し悪しをつけられるかということそれは難しい。他方で、6.で書いているのは、とはいえ個別の製品だけでなく周辺の情報、企業がコントローシャルイシューを抱えているのか、それに対してどのように対応しているのか、そういったことも気にしながら製品の選択であるとか、必要であれば追加の確認をしましょうということを書いている。それなりの注意喚起として書いているつもりではあるが、もう少し注意喚起ということがわかるように言葉を足す等の検討はできると思う。

橋本 : 6.の代案としては、2行目からの「上記2を満たさないパーム油を生産している事業者から調達するリスクを減らす」としてはどうか。推奨事項であるので、供給される製品以外のところで持続可能でない生産や調達を行っている会社に対して気を付けようという意味で言うのであれば、今のような提案であれば会社のことを言っていることが伝わると思う。また、そもそも話になるが、タイトルが「持続可能性に配慮したパーム油の調達基準」となっているが、一方で3つの認証制度が満たしているとは言えないというところで、タイトルを変える必要があるのではないか。後日、この自分の制度がオリンピック・パラリンピックの方針に採用されたと言われると誤解を生む可能性があるので、目指す、応援するといったことがわかるタイトルにしてはどうか。

秋月 : 私としてはこれまでいろいろな方向を向いていた意見がよくここまでまとまったと思うし、本日の皆さんの意見を聞いても大枠は同意をいただいたと思っている。細かい表現等で精査するところはあるかと思うが、本日の議論を踏まえて事務局にパブコメに出せるものを練っていただき準備いただければと思う。

3. 紙の調達基準の検討について

事務局 : 前回の議論の振り返りだが、2月5日のWGで議論していただいた際のポイントを資料4にまとめている。

事務局より資料4に沿って説明

事務局 : 引き続き、事務局から調達基準の案についてご説明したい。

事務局より資料5に沿って説明

秋月 : これまでの説明に対してご意見ご質問等あればお願いします。

上河 : 大変よくまとまっており、これまでの議論を踏まえたものになっていると思う。持続可能性に配慮した取組ということで、5つの項目が載っているが、基本的にこの項目をチェックする方法としては森林認証であるFSCないしはPEFC/SGECということで、この方向でよいと思う。またこれまでにも意見してきたが、基本的にオリンピックで使う紙に関しては森林認証をとった紙を使うということで製紙会社は十分に対応可能だと思う。できるだけオリンピック

で使用する紙は認証の紙ということでやっていきたいと思う。またクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に基づく登録事業者であることを推奨するという事を入れたことには感謝したい。日本製紙連合会では会員企業 28 社を一括して登録する準備を進めており、3 月中には登録できると思うので、こちらに対応する体制も整っている。

深津 :いくつか細かい点だが意見と質問がある。まず、2 ページ目の 3.の森林認証紙についてだが、認証紙については供給能力があるということで安心はしている。認証材、認証紙を使うだけでなく、各認証は CoC で繋がって最終製品に表示される仕組みになっているので、材料だけでなく CoC で繋がったアウトプットの製品に表示がされるまで載ってほしいと思う。次に 2 ページ目の注 1 と注 2 で東京都のグリーン購入推進方針が出ており、グリーン購入法ではなく東京都なのかと気になった。また、事務用品などで指定する場合があるとしている点が気になった。東京都のグリーン購入推進方針は一般的なことを書いており引用するなら購入ガイドの方がよいと思っている。これに関連して 1.の対象範囲を見たときに、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、外箱だと東京都のガイドでカバーされていないのでどうするのか。仕様書を作る時に古紙配合率等で担当が迷われると思う。ここでは書ききれないのかもしれないが、何かしらのサジェスションなりガイドなりがあった方が実効性が高まると思う。

事務局 :グリーン購入については、組織委員会は東京都のガイドを参照している場合が多いためこうしているが、国の方針でもよいと思っている。特段深い意味はなく、紙については国も都もほとんど同じと理解している。基本的にはそれらの古紙配合率等と同じようにやっていきたいと考えているが、使う場面によっては外部向けにより綺麗な紙を使う必要があるなど様々なケースがあると考えている。また、国や都のグリーン購入方針でカバーしていないものについては、製品によって妥当なレベルが異なると思うので、それを勉強しながら個別の発注の時に目安を持てるようにしたい。いずれ運用の中で工夫していくことになるものと考えている。

橋本 :深津委員の CoC が繋がってという意見は非常に重要で、最後にはロゴがついて人々に見えるようになる。3.の認証紙というのは CoC が繋がっているのは当たり前なのだが、念のため注で CoC 認証の連鎖があるものを指すといったことを記載するのが一つの手である。また、5. の項目はパーム油と同じで、2.の基準を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクを低減するという形で修文を検討してほしい。パーム油の検討時に富田委員から意見があったが、但し書きの部分は当たり前のことではあるものの、ここにここまで一般論を書かなくてもよいと思うので、せめて「収集した情報は信頼性や客観性を十分に検証すべきである」くらいで留めることで良いのではないか。または全て取ってしまうなど。基準としてはあまり一般的なことを細かく書かなくても良いと思う。

富田 :2.の (2) について伺いたいのだが、製材端材などは紙によく使われるか。

上河 :このような材料は紙に沢山使っている。特に丸太から製材する際に出た端材などは有効活用として積極的に利用している。

富田 :有効活用というのはよいが、問題となるような木材の製材端材などが入ってくるリスクはあるのかが気になる。その場合は認証などが認められないということになるのか。

上河 :森林認証の場合は製材端材もリスク評価をしたうえで使用するので、混入のリスクはない。

富田 :5.の但し書きは消していただいた方がよい。橋本委員の言ったようにもう少し事業者という面を強調したほうが明確になる。あくまで確認することを推奨するだけだが、これがあること

でかなり有効性は高まると思う。6.は前回もっと積極的に言った方がよいのではと発言したが、業界団体さんも体制を整えるということで、もっと強くして推奨するではなく優先すると言ってよいのではないか。対象品目がカバーしていないところもあるということで、対象品目については優先すると言っても良いのではないか。この趣旨は持続可能なものをいかに世の中に広げていくかということなので、押しすぎると難しいところもあるが、押せるところは積極的に押ししてもよいのではないかと思う。

河野 : 紙についてはリサイクルの推進や森林保護の活動など、環境面での社会的な認知は一定程度進んでいる。最近ではトイレトペーパーやティッシュペーパーなど日常で使う製品でもマークの添付が増えてきて、非常に見える化が進んでいると思う。一方で基準にある先住民の権利や労働者への配慮などについては、それほど消費者サイドには理解されていないので、そういった理解も含めて広がるように、本基準の要件と効果に期待したいと思う。また紙については議論の趣旨からずれるかもしれないが、日本らしさを強調するような和紙、竹などの活用がより促進されるようアピールしていただければと思う。

河合 : 2. (2) ⑤についてだが、労働者の安全対策というのは重要だが、それだけでなく衛生対策ということで健康管理の面もあるので、例えば労働者の安全衛生対策等適切な労働環境が確保されていることといったような文言にしていきたい。パーム油は適切な労働環境になっていたと思う。

富田 : 和紙、竹を使っていくことは良いと思うのだが、この基準が逆にそれらを使用することに障害にならないか気になっている。木材パルプでないような紙のものは基準にあるような証明をすることはできるのか。

金内 (湯本委員の代理) : 和紙に関してだが、事前に全国手すき和紙連合会に基準の確認事項を実際に確認できるか問い合わせたところ、どこまでできるかまだわからないが確認することは可能という回答だった。

事務局 : ご意見については基本的に反映する方向で検討したい。パーム油と書きぶりを揃えるところもある。5. の但し書きは検討したいと思う。1 文目と混ぜて短くすることも検討する。6. のクリーンウッド法も検討するが、法律とうまくマッチするように考えたい。

立花 : 修文の提案をしたい。2. (2) ⑤の適切に取られるの漢字はこれではない。公にする文書なのでしっかり考えてほしい。別紙の③で希少な動植物が「いる」とするのは不適切であり、「存在する」である。また続く文章で、「存在する場合には伐採作業等を含めてその保全等の措置が講じられていること」としてはどうか。これでパーム油の基準とも整合する。また次の文章についても、「重要な森林等がある場合」とあるが、「場合」ではなく「地域」を使うのが適切なのではないか。1 ページ目には地域を使用している。⑤についてだが、パーム油との整合性を考えると、2 行目は「適切な安全装備を着用させる」の次に挿入する文として、「等適切な労働環境が確保されていることを確認する」と修正した方がよい。パーム油では労働環境という言葉を使っており、紙でも装備を着けさせるだけでなく、労働環境としてより適切なことを求めるということが重要と考える。

上河 : 森林認証は十分対応できるという点についてだが、輸入材を使ったものについては十分に対応できる。ただ残念なことに国産材の場合には森林認証の紙を確保することが難しい状況である。日本国内ではまだ紙の原料になる木材チップについて、森林認証を受けたものが非常に

少なく手に入らない。これは CoC で繋がっていないため製紙企業が頑張ってもどうにもならず、国産材を使った森林認証紙というのはオリンピックでは使いにくい。川上の製材工場や木材チップ工場などで認証を取っていただければ対応可能になるので、そういったお願いをしたい。

富田 : 質問だが、一般的に木材チップが入るような再生コピー用紙は、どういった木材チップが使われているのか。

上河 : 紙を作るための木材チップは 7 割が輸入材で 3 割が国産材である。再生コピー用紙も古紙の部分を除けば概ねそのような割合になると思う。ただ実際は広葉樹チップを使う割合が多いので輸入材の比率はもっと高くなる。製材端材を使っていればより国産材は増えることになるのだが、だいたいそのような感覚である。

秋月 : 委員の皆様のご意見に感謝する。事務局には良くまとめてもらったところで、本日ご指摘いただいたことを、取り入れるところは取り入れていただいて、パブコメ用に修正していただきたい。

4. 通報受付窓口の構築について

事務局 : 通報受付窓口の準備状況に関してご説明する。

事務局より資料 6、7 に沿って説明

秋月 : これまでの説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。

富田 : 3 ページの 8. 通報の内容のところ、通報の内容が日本語または英語で記載されていることというところで、これは限定し過ぎではないか。プロセス的に難しいことは理解するし、前回は確かに被害者みたいな人からの通報のみということだったので、その条件からすると日本語と英語では対応が難しくなる可能性があったが、今回はもっと幅広く受け付けることになったので、言語が英語でも何とかなると広がったのは事実だと思う。だが、やはり日本語・英語以外を推奨するというか、可能な限り他言語においても対応を試みるといったことを入れておいた方が良いのではと思う。次に、ここは論理的に成り立っているのかと思うところだが、4 ページの 9. の案件処理の対話のプロセスについて、以下の要件を満たすものが特定され、とあり、それは下の黒点の二つを意味していると思われるが、そこには当該案件により負の影響を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる者と書いてある。当事者の要件が上に書かれており、それは被害を受けている人となっているため、下の 2 つ目の黒点にある代理人は当事者でない、と読める。ただ、対話というのは代理人のことも含んでいると思うので、当事者もしくは代理人などとなるのではないか。意味合いとしてはそうになっていると思うが、素直に読むと当事者以外は受け入れられないと読めるため、修正が必要だと思う。資料 7 の 2 ページ目の委員候補者の黒点の 2 つ目についてだが、(1)、(2)、(3) で禁固刑以上など委員になれない要件が書いてある。これは何かを参考にしたのか、どこから引用しているのか。また、この他にないのか。これがちゃんとしたものなのか何とも言えない。

こういう、例えば(3)などこんな政党があるのかとも思うが、このようなりストがちゃんとしたものなのか確証が持てないので確認したい。その項目の下から2番目の点で、候補者が欠けた場合に補欠の候補者の期間が残期間となっているが、人数制限があるわけではないので、別に残期間とする必要はないのではと思う。欠けたら欠けたで、新しい人は委嘱した時点から1年間で問題ないと思うので残期間である意義があまり感じられない。次の助言委員会の開催等の項目について、下の2つの点だが陪席者のように専門的知見をもった者を出席させる、他の委員候補者をオブザーバーとして出席させる、というところで、これ自体は良いのだが、この時に特別に参加する専門家や委員候補者の利害関係というのも気にした方がよい。このような人に関しても助言委員会の構成メンバーと同じようなフィルタリングというのも必要かと思うので、要件として入れた方がよい。3ページの3つ目の黒点で、助言等は決議により行うとあるが、助言というのが何を意味しているのか分からない。助言は書面でこういう助言をするというのがあって、それに賛成・反対といったことをするのか。助言というと、ただ話すだけというイメージがあるので、これが何を意味しているのかははっきりしないと感じた。委員の責務の二つ目の点だが、委員として知り得た秘密を保持しなければならないというのは良いのだが、流れからするとこの人が委員であることも開示してはいけないということも付けるべきではないかと思う。委員は解決するまで非公開なので、私は委員だと外部に言うことを禁止するべき。また、報酬について説明があったが、いずれこの中に入ってくるのかと思うが、報酬規程等を明確にしておくべき。人によってばらつきが出るのは良くない。交通費のみ支給するなどがあると思うが、明示しておくべき。

事務局：欠格条項については、他の部署の協力も得ながら作っていることもあり、何から引用したのかすぐ答えられないが、確認しておきたい。委員が委員であることを非公開にするべき、ということは検討していく。当事者に対しては言っているのかなどがあると思う。助言については、当事者間の対話がうまくいくようなコメントやご提案を出していただくことを期待している。それを出す際、助言委員会の総意として決議して出していく。

秋月：助言委員会による助言の内容の決定は決議によるということか。

事務局：然り。

橋本：3ページの8.通報の内容の(2)の3)で通報にあたっては組織委員会の調達であることを特定とあり、そうでなければ扱えないというのはもっともではあるが、被害を受けた人がこれが組織委員会が買うものだという情報はどうやって入手するのか、という点で非常に大きな課題があると思う。例えばライセンス商品等で、誰が見てもマスコットやロゴなどの間違えようなレベルになっていけばそれは組織委員会の調達だということが分かるが、その手前の部材の段階だとか、単に紙やパーム油などの時に、組織委員会の調達だということはどうやって特定をするのか、という課題に対して、組織委員会として調達している物品等をある程度公開するということなしに、組織委員会の調達であること証明せよ、というのは非常に酷というか、原理的に難しいのではないかということを感じた。組織委員会が公表したところで、特定は難しいものの、せめてそれくらいはしていないと、かなり限られた製品に対してのみ、通報制度が救済になり得る、そういう建て付けになってしまっていないか、ということに危惧を感じる。6ページの改善措置等のところで、通報を受けたものについて改善措置を求める旨が記載されている。組織委員会が時限的な組織ということで、かなり大会に近い段階で通報があ

り、それに半年等時間がかかっていくとなった場合、組織委員会としてどうフォローアップしていくのかという点で懸念する。内容の軽重にもよるが、大きな問題を放置したまま組織委員会が解散してしまい、その後はフォローできないということが適切ではない場合もあるかもしれない。その場合にはどのような対応を取り得るのかということも検討いただきたい。

事務局：組織委員会がなくなった後の問題についてだが、組織委員会が解散するまでにできる限り解決したい。頑張った結果処理しきれないこともあり得るが、いずれにしてもまずはできるだけ迅速に処理するように努力していきたい。1点目のここまで情報求めるのは酷ではないかという点において、厳しいことはその通りだが組織委員会の調達でどのメーカーから買っている等を公表することは調達件数やそれに関連する製品数の問題、マーケティング上の問題もあり現実的には難しいと考えている。

黒田：資料6の3ページ目、組織委員会が調達したものというところで大会に関連しているもので組織委員会が調達したものではないものもあるが、それは一般の人には分からない。そういう通報が来た場合にはどう対応するのか考えておいた方がよい。組織委員会が調達したものではないので関係ありませんと言えるものではないと思う。また、期間についてだが、組織委員会がいついつまで、ということであれば窓口への通報はいついつまでなど、そのあたりをどうするのか。また通報内容がかなり問題になり得る事案であれば、どこかに引き継ぐといったことを考えておく必要があると思う。また助言委員会について資料7の2ページには、委員候補者の要件として法律、人権、労働などがあるが、その他という記載があり、現時点であまり限定する必要はないと思っている。サプライヤーではなく消費者側からも通報する可能性もあると思っている。その場合には消費者関係の専門家も必要ではないかと思う。

事務局：組織委員会以外が調達するものの対応については、その通りだと思っている。4ページ9.(2)に処理開始案件の審査を記載しているが、下の三行で我々の案件でなくても可能な範囲で対応を模索する姿勢は持っている。いつまで受け付けるかについては2ページの6.にまだ具体的な日付は明記していないが、どこかの段階でこの期限も決めないといけないと思っている。組織委員会の解散時期は決まっていないが、いずれ処理に必要な期間のバッファーを見た上で、受付はこの期間までということを決めていきたい。最後の委員候補者については、今後どういった委員がいた方が良いかというご意見はいただければと思う。

富田：資料6の8.(2)の3)の対象となるものが限定的に取られすぎていると思う。現実的にここまで特定するのは不可能に近いと思う。しかし何でもかんでもというのも良くないので、例えば個々の表現をある程度活かすとすると、調達物品等を特定するに足る情報を、商品の名称の後で一度切って、「可能な場合は次の内容を挙げること」のようにしてはどうか。ロット番号なんていうのは現実的ではないが、商品が何であるかくらいであれば言えると思うので、まずはそれくらいにしておいて可能な限り詳細な情報を求めるのが良い。

また4ページの9.(2)処理開始案件の審査の項目だが、以前から問題になっているのが、組織委員会は調達コードも通報受付窓口も進んでいるのだが、他の東京都やJSCは準備ができていないのかわからない。その中で、下段の可能な範囲で他の苦情処理メカニズムに関する情報を提供するということが悪くはないのだが、一方で東京都やJSCのものが来た場合には、そちらへしっかり働きかけるということを書いてもよいのではないか。調達コード本文にもそのように記載していたと思う。案件処理に一肌脱ぐことを働きかける、というような文言を

入れてはどうか。今の案は少し冷たく押し返している印象を受ける。

土井 : 富田委員の発言は良いアイデアだと思う。9. (2) の組織委員会の調達関係でない者に関して、五輪関係のものかそうでないものかについても差があると思う。五輪関係に関しては調達コードに働きかけるという文言があるので、少なくとも同じ言葉を入れるというのは一つの対応策ではないかと思う。また、どこに書くべきかがしっかりと考えられていないが、従前から主張している組織委員会の調達と関係のない案件で五輪関係の調達である場合には、通報受付窓口の通常の受付範囲には入らないものだとしても、この通報受付窓口を使用することに当事者の合意がある場合には使用することを排除しない、利用が禁止されているわけではないというニュアンスを加えておくなど、何らかのフレキシブルな対応を可能とするような言葉を入れておくことが望ましいと思う。

事務局 : 最後のご意見に関しては理想ではあるものの、そのような処理をした場合のコストをだれが負担するのかといった課題が依然残ることを御理解いただきたいと考えている。

秋月 : 委員の皆様のご意見に感謝する。このメカニズムもかなり出来上がってきていると思うが、事務局の方で本日のご意見を踏まえてさらにブラッシュアップしていただきたい。

5. 今後の予定について

事務局 : 前半の紙とパーム油の検討については、本日の議論を踏まえて修正をしたうえで、来週中にパブリックコメントを実施できるよう準備したい。英語版も準備する。その結果を踏まえて4月の前半にWGを実施し、パブコメ結果を踏まえた最終案の検討を行いたい。